

つくばみらい市地域防災計画及びつくばみらい市国民保護計画の見直し（案）に対する
意見の内容および市の考え方

意見提出期間	平成27年2月2日（月）～平成27年3月3日（火）		
意見提出者数	1人	意見件数	9件

No.	意見の内容	件数	市の考え方
1	<p>【地域防災計画】 （第1編 総則 第1章 目的） 第1章の目的には、目的だけではなく、計画の概要、計画の目的、位置づけ、計画の構成、基本方針、を加えるべき。</p>	1	「第1章 目的」の中に、計画の目的や基本方針等を記載しているため、現行のままとします。
2	<p>【地域防災計画】 （第1編 総則 第4章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱） 指定公共機関に関東鉄道と首都圏新都市鉄道の2路線を加えるべき。本市内を運行しており、鉄道災害の章もあることから、加えることが必要ではないだろうか。</p>	1	指定公共機関とは、公益的事業を営む法人等のうち、内閣総理大臣が指定するものと位置づけられています。「関東鉄道株式会社」及び「首都圏新都市鉄道株式会社」は、指定公共機関に指定されていないため、現行のままとします。
3	<p>【地域防災計画】 （1編 総則 第4章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱） 公共的団体に住民自治組織、NPO、商工会等も加えるべき。炊き出しや避難計画など考えると、公共の担い手を広く考えることが必要ではないだろうか。</p>	1	住民自治組織や特定非営利活動団体は、主に他の活動を実施するために設立された組織であるため、現行のままとします。ただし、これらの組織等との連携は、防災上非常に重要であるため、引き続き情報交換や意見交換などを通して連携の強化を図っていきます。
4	<p>【地域防災計画】 （第2編 風水害対策 第1章 災害予防計画 第13節 災害時要配慮者支援計画） 今回の見直しで「災害時要援護者支援計画」が「災害時要配慮者支援計画」と改められているため、用語の説明を記載すべき。</p>	1	国の防災基本計画や茨城県地域防災計画で使用されている用語への統一を図るため、現行のままとします。
5	<p>【地域防災計画】 （第2編 風水害対策 第1章 災害予防計画 第13節 災害時要配慮者支援計画） 「要配慮者プラン」の表記は曖昧で分かりにくいいため、「要配慮者指針を作成する」と改めれば具体的になる。</p>	1	国が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の中で『避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。』と記載されているため、「要配慮者プラン」を「避難行動要支援者プラン（全体計画）」と修正します。

6	<p>【地域防災計画】 (全体構成) 全体構成の中に「原子力災害計画」を一章加えるべき。 近隣市では一章増やしているが、本市では一言も触れていない。</p>	1	<p>原子力災害計画については、第7編 危険物等災害対策 第1章 災害予防計画 第5節 放射線使用施設等の予防対策 及び 第2章 災害応急対策計画 第6節 放射線使用施設等の事故応急対策に記載していますので、現行のままとします。</p>
7	<p>【国民保護計画】 (第3編 武力攻撃事態等への対処) 茨城県は、茨城空港や武力攻撃原子力災害への対処など見直している。本市の計画では、攻撃目標としての原子力施設としては触れているが、原子力災害については触れていない。茨城県に準じた内容を加えるべき。</p>	1	<p>「第1編総則」において、『市地域防災計画等との関連』を記載しており、武力攻撃原子力災害が発生した場合は、市地域防災計画「第7編 危険物等災害対策」に記載されている行動をもって対応しますので、現行のままとします。</p>
8	<p>【国民保護計画】 (第1編 総則 第5章 市国民保護計画が対象とする事態) 攻撃対象施設等による分類に、石油コンビナートやダム等の記載があるが、石油コンビナートやダムが破壊されても本市とは無関係に思えるので削除すべき。</p>	1	<p>国が主導して対応する行動であり、国民保護計画を正しく理解するために本市にない施設についても記載しています。あわせて、周辺自治体への攻撃により、本市にも二次被害の発生が想定されるので、現行のままとします。</p>
9	<p>【国民保護計画】 (第2編 平素からの備え 第1章第2項 第5節 ボランティア団体等に対する支援) ボランティア団体等に対する支援は、地域防災計画よりも役割が重いように記されている。むしろ地域防災計画を充実させ、それに沿うものとして国民保護計画を立てた方が自治体の役割としては良いと思える。 例)「市は地域防災計画に則して、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する」という感じだと、具体性がある。 そのためには地域防災計画も、自主防災や NPO、市民団体等との関係をしっかりする必要があると思える。</p>	1	<p>「第1編総則」において、『第1章 計画の基本 第3節 市地域防災計画等との関連』(1-1ページ)に、「この計画に明記されていない事項については、市地域防災計画等において定められている防災に関する既存の取り組みを活用する」と記載しておりますので、現行のままとします。</p>